

**改正**

平成28年10月24日告示第119号

平成30年3月30日告示第28号

竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附推進事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附の推進を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的として、竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附条例（平成20年竜王町条例第25号（以下「条例」という。））に基づく寄附を行った者（町外に住所を有する者に限る。以下「寄附者」という。）に対し、当該寄附の金額に応じた謝礼品を贈呈する竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附推進事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと交竜寄附 町に対し、条例の規定により寄附を行うことをいう。
- (2) 謝礼品 特産品等および事務代行業者が付与するポイントをいう。
- (3) 協力事業者 第4条第3項の規定に基づく通知を受け、寄附の金額に応じて特産品等を提供する者をいう。
- (4) 特産品等 協力事業者が取り扱う商品またはサービスで、第5条第2項の規定により登録を受けたものをいう。
- (5) 事務代行業者 事業の事務の一部を代行する者をいう。
- (6) ポイント 条例に基づく寄附の金額に応じて付与するポイントで、特産品等と交換できるものとする。

(謝礼品の贈呈)

**第3条** 町長は、寄附者からふるさと交竜寄附を受けたときは、寄附の金額の5割を超えない範囲で寄附者に謝礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が希望しないときは、この限りでない。

- 2 前項における謝礼品の贈呈にかかる費用は、商品代、送料およびその他経費を含むものとする。
- 3 ポイントに関する運用に関しては、町と事務代行業者が結ぶ覚書に定めるところによる。

(協力事業者の登録)

**第4条** この要綱に基づき協力事業者として登録することができる者は、次に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 本社、本店、支社、支店または営業所のいずれかを町内に有すること。ただし、次条第1項第3号に掲げるクーポン券等を取り扱っている者は、この限りでない。

(2) 町税および町の各種料金を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、自己もしくは家族および同居人または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、協力事業者として登録することができないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力または関与している者

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 第2号から第5号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 協力事業者として登録しようとする者は、竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附推進事業協力事業者登録申請書（別記様式第1号）に宣誓書（別記様式第2号）を添えて、町長に申請しなければならない。

4 町長は、前項の規定に基づき申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、協力事業者として登録するものとし、竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附推進事業協力事業者登録通知書（別記様式第3号）により、前項の申請者に通知するものとする。

（特産品等の登録）

**第5条** この要綱に基づき募集する特産品等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内で生産された農産物等

(2) 町内で加工もしくは製造されたものまたは町内で生産された農産物等を原料に町外の業者が加工もしくは製造したもので、町の特産品として情報発信していると認められるもの

(3) 町内に所在する観光施設等のクーポン券等

(4) その他町長が適当と認めるもの

2 前条第3項の規定に基づき協力事業者として登録されたものが特産品等を登録しようとするときは、竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附推進事業特産品等登録申請書（別記様式第4号）に当該特産品等の紹介文書、写真等必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づき申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、特産品等として登録するものとし、竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附推進事業特産品等登録通知書（別記様式第5号）により、前項の申請者に通知するものとする。

（登録の抹消）

**第6条** 町長は、協力事業者が第4条第1項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、その登録を抹消するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき協力事業者の登録を抹消したときは、竜王町未来につなぐふるさと交竜寄附推進事業協力事業者抹消通知書（別記様式第6号）により、当該協力事業者に通知するとともに、当該協力事業者の登録した特産品等の登録を抹消するものとする。

（事業の代行）

**第7条** 町長は、事業の事務のうち、一部を事務代行業者に行わせることができる。

（その他）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

**付 則**

この告示は、平成27年8月27日から施行する。

**付 則**（平成28年10月24日告示第119号）

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

**付 則**（平成30年3月30日告示第28号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）  
別記様式第1号（第4条関係）

竜王町未来につなぐふるさと交電寄附推進事業協力事業者登録申請書

年 月 日

竜王町長

竜王町未来につなぐふるさと交電寄附推進事業に係る特産品等の協力事業者に登録したいので、募集要領の内容を周知することおよび下記の1から4までの事項を誓約し、下記のとおり申請します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 2 関係法令および竜王町の条例、規則等を遵守すること。
- 3 町税等に滞納がないこと。また、町税等の納付状況について町職員が確認することについて同意すること。
- 4 この申請に係る提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと。また、記載事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を届け出ること。

フリガナ		フリガナ	
申請者の商号 または名称		代表者職 氏名	役職： 氏名： 印
所在地	〒		
電話番号		FAX	
ホームページ	有・無 アドレス (http:// )		

■登録申請する商品

商品名1	
商品名2	
商品名3	

■問合せ先

担当部署		担当者	
電話番号		FAX	

## 宣 誓 書

私は、下記の事項について宣誓します。

なお、竜王町が必要な場合には、滋賀県近江八幡警察署に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己もしくは家族および同居人または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 前項の第2号から第6号までの者が、その経営に実質的に関与している法人または個人（個人事業者の場合）ではありません。

年 月 日

竜王町長

[法人にあつては事務所所在地]

住 所

[法人にあつては法人・代表者名]

(ふりがな)

氏 名

[代表者の生年月日・性別]

生年月日

年 月 日 性別 (男・女)

宣誓書の添付書類

番号	法人名、商号、名称等 (法人のみ記載)	所在地 (個人の場合は住所)	役職名 (法人のみ記載)	続柄	フリガナ	氏名 (漢字表記)	生年月日				性別
							元号	年	月	日	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

別記様式第3号（第4条関係）  
別記様式第3号（第4条関係）

竜王町未来につなぐふるさと交産寄附推進事業協力事業者登録通知書

第 号  
年 月 日

様

竜王町長 印

あなたを、竜王町未来につなぐふるさと交産寄附推進事業実施要綱第4条の規定により、協力事業者として登録したので通知します。

フリガナ		フリガナ	
申請者の商号 または名称		代表者職 氏名	役職： 氏名：
所在地	〒		

別記様式第4号（第5条関係）  
別記様式第4号（第5条関係）

竜王町未来につなぐふるさと交産寄附推進事業特産品等登録申請書

年 月 日

竜王町長

(申請者)

住 所

名 称

代表者

印

竜王町未来につなぐふるさと交産寄附推進事業に係る特産品等に登録したいので、竜王町未来につなぐふるさと交産寄附推進事業実施要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

特産品等（セット）名				
特産品等の価格				
特産品等の内容 （内訳）				
特産品等の説明 （PR）				
カタログへの掲載	希望する	希望しない		
特記事項				
問合せ先	担当部署		担当者	
	電話番号		FAX	
	E-Mail			

※添付書類

■特産品等の画像データ、パンフレット等



別記様式第5号（第5条関係）  
別記様式第5号（第5条関係）

竜王町未来につなぐふるさと交電寄附推進事業特産品等登録通知書

第 号  
年 月 日

様

竜王町長 印

年 月 日付けで申請のあった下記の特産品等の登録申請について、竜王町未来につなぐふるさと交電寄附推進事業実施要綱第5条の規定により、特産品等として登録したので通知します。

特産品等（セット）名	
特産品等の価格	
特産品等の内容 （内訳）	
特産品等の説明 （PR）	
特記事項	

別記様式第6号（第7条関係）  
別記様式第6号（第7条関係）

竜王町未来につなぐふるさと交産寄附推進事業協力事業者抹消通知書

第 号  
年 月 日

様

竜王町長 印

あなたを、下記の理由により竜王町未来につなぐふるさと交産寄附推進事業実施要綱第7条の規定により、協力事業者としての登録を抹消しましたので通知します。

抹消理由

フリガナ		フリガナ	
申請者の商号 または名称		代表者職 氏名	役職： 氏名：
所在地	〒		